

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	第 4 9 回 芦屋市入札監視委員会
日 時	令和 6 年 1 1 月 2 7 日 (水) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
場 所	北館 4 階 教育委員会室
出席予定者	委 員 長 安原 徹 委 員 坂本 幸子 委 員 中川 みち子 事 務 局 御手洗副市長 岡崎総務部長 白井契約検査課長 鹿嶋建築課長 北村下水処理場長 竿尾基盤整備課長 宮本下水道課長 森本水道管理課長 契約検査課職員
事 務 局	総務部総務室契約検査課
会議の公開	☐ 公開 ☒ 非公開 ☐ 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第 5 条第 5 項
傍 聴 者 数	0 人 (公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告 (令和 6 年度上半期執行分)
- ② 抽出案件
- ③ 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告 (令和 6 年度上半期執行分)
- ④ 随意契約サンプリング調査結果報告 (令和 6 年度第 1 四半期・第 2 四半期調査分)
- ⑤ その他

2 提出資料

- 資料 (1) ア 入札状況及び随意契約内容一覧表 令和 6 年度上半期
 (令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 9 月 3 0 日)
 イ 不調・不落発生件数
 ウ 不調・不落発生件数 (工種別)
 エ 公共工事入札状況 (予定価格段階別一覧表)
 オ 公共工事入札状況 (参加業者・落札業者区分別一覧表)

資料 (2) 抽出事案①～⑤関係書類 (写し)

資料 (3) 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用一覧表 (令和 6 年度上半期分)

資料 (4) 随意契約サンプリング調査結果報告 (令和 6 年度 第 1 ・ 2 四半期)

第49回芦屋市入札監視委員会 議事概要

(1) 入札・契約手続の運用状況等の報告（令和6年度上半期執行分）

（質疑・意見）市内業者と市外業者で落札件数を比較すると、市外業者のほうが多い傾向となつていますが、これについては、どのように捉えておられますか。

（事務局）市内業者に多く受注していただくことが望ましいと考えておりますが、本市の特性として、市域の関係上、市内業者の数自体が多くなく、工種によっては市外業者のみの入札となる場合もあり、結果として市外業者の落札件数のほうが多くなつています。

（質疑・意見）市外業者はどのような範囲から選定しているのですか。

（事務局）競争性確保の観点も踏まえ、案件に応じて、阪神間あるいは県内といった区域を設定することがあります。

（質疑・意見）市内業者の数は減ってきているのでしょうか。

（事務局）登録業者の数としては少しずつですが減ってきています。人手不足の状況も続いていますので、増加は見込み難いのではないかと考えております。

(2) 抽出案件

①芦屋市民会館本館照明設備改修工事

（質疑・意見）既存の照明施設の配置を変えることと、それに伴い天井を撤去改修する工事とのことですが、照明の配置はかなり大きく変更されるのですか。

（事務局）蛍光灯からLEDに交換するのですが、光量など器具の特性の違いから、同じところに設置しても、照度分布が異なってきますので、適正な照度となるよう検討した結果、配置変更が必要となりましたため、合わせて天井の改修も行うこととなったものです。

（質疑・意見）工事の規模や価格帯を考えると、応札業者が少ないように思うのですが、見込みなどは立てておられたのでしょうか。

（事務局）参加資格については、品質確保の観点等も踏まえ、一定の条件設定は行いますが、競争性を確保するため、過度に対象業者が絞り込まれすぎないように留意しています。

（質疑・意見）参加少数となった要因として考えられるところはありますか。

（事務局）施設を一時休館中に改修を行うものとなっており、限られた期間内で準備や必要な作業を完了させるため、受注者から工期が厳しいと聞いておりますので、そういった部分が要因の一つとして推察されます。

（質疑・意見）応札2者のうち、1者は市外業者、もう1者は市内業者となっておりますが、例えば、入札金額が高くても、市内業者を優先するような規定はあるのでしょうか。

（事務局）入札参加資格においては、市内業者への配慮を行っていますが、落札者は入札金額のみによって決定します。

②南芦屋浜下水処理場 No. 1 調整池攪拌機修繕工事

(質疑・意見) 設備はかなり特殊なものなのでしょうか。

(事務局) 当処理場の完成当時から使用しており、特殊な機器であることに加えて、現在は機器本体の製造はされておらず、部品の生産は続いているのですが、老朽化が進んでいく中で、必要な部分を整備・修繕しながら使い続けている状況です。

(質疑・意見) 特殊性が高いとのことですが、選定された 15 者は取り扱いが可能との見込みだったのでしょうか。

(事務局) 指名業者については、業者登録の際にご提出いただく工事实績などを基に選定を行っております。しかしながら、同種案件においては、入札辞退の割合が高く、多くは人手・技術者不足が理由とされていますので、指名業者の数を増やすなどの不調対策を行っているところですが、中には対応が困難との辞退理由もございます。

(質疑・意見) 当初に設置されたメーカーでないと整備が行えないのですか。

(事務局) メーカーからの部品の調達は各業者でも可能です。工場に持ち帰って分解・整備を行うため、工場の必要性と、それに伴う人件費の圧縮ができるかで、入札金額が決まるのではないかと思います。

(質疑・意見) 今後、同様の工事を実施するにあたって、さらに参加業者を増やすことは難しいのでしょうか。

(事務局) 原則、工事の規模に応じた規定の等級区分の業者の中から選定を行うこととしておりますが、対策として、今年度からの業者登録申請では、下水処理場施設については具体的に同種施設での実績を問う項目を新たに設け、等級に関わらず、該当するものの中から選定を行えるようにしております。その効果等も見定めながら、引き続き対策については検討してまいりたいと考えております。

③旧芦屋霊園事務所跡地緑地整備工事

(質疑・意見) 市内業者のみが参加する工事でも最低制限価格付近で落札されている案件も多くある中で、造園工事については落札率が高止まりしている傾向があります。

(事務局) 他の工種と比較するとやや落札率が高い傾向があります。対象となる業者の数が多くありませんので、おのずと競争性が低下してしまう部分は否めません。

(質疑・意見) 何か改善を検討する余地はあるのでしょうか。

(事務局) 競争性を高めることのみを捉えれば、参加業者の対象を増やすことが、改善策になると考えられます。

(質疑・意見) 例えば、実験的に市外業者を選定に入れてみることは可能なのでしょうか。

(事務局) 手法としては不可能ではありませんが、市内業者への配慮の観点もございますので、総合的に勘案する必要があると考えております。

(質疑・意見) この件については、当委員会でも、引き続き、状況を注視していくということ
でよろしいでしょうか。

④令和6年度市内一円下水管調査業務委託(汚水・合流)

⑤令和6年度市内一円人孔蓋調査業務委託

(質疑・意見) 落札率は低いのですが、各業者の入札金額にかなり幅があります。それと、こ
の案件については、過年度の入札結果と比べても落札率が大きく異なっています。

(事務局) 予定価格を非公表としている業務委託では、予定価格を超過する入札もあるため、
金額には幅がある傾向はございます。本件については、過去には入札不調・不落が続いており
ましたため、業務内容の一部を簡略化するなどの見直しを進めてきた結果、入札状況も改善さ
れてきております。

(質疑・意見) 業務内容は仕様書などでわかるように記載されているのでしょうか。

(事務局) はい、その他の設計図書とともに内容を熟読していただければ、十分に把握はでき
ると思います。

(質疑・意見) 調査では具体的にはどのような作業をされるのですか。

(事務局) 人孔蓋の調査であれば、1箇所ずつ蓋を開け、破損、腐食の有無や浮上防止等の機
能に問題がないかなどを調べ、写真撮影を行います。交通量の多い場所もありますので、交通
誘導員の配置も必要となります。管調査では、管路の破損、たるみやずれ、侵入水がないかな
どを口径800mmまではTVカメラで、800mm以上の管であれば目視で調査します。

(質疑・意見) 入札価格に差が生じる要因はどのあたりにあるのでしょうか。

(事務局) 人件費の比率が高い業務ですので、人員体制であったり、また、これまでの業務実
績や企業努力によって節減されている部分もあるのではないかと推察しています。

(質疑・意見) 辞退理由にはどのようなものがあるのでしょうか。

(事務局) 大半が人手・技術者の配置によるものとなっています。

(質疑・意見) 調査にあたっての積算上の必要人員などはわかるようになっているのでしょ
うか。

(事務局) 交通誘導員の総数は明示していますが、調査に要する人員は非表示としています。

(質疑・意見) 予定価格との乖離を検証することはできないのでしょうか。

(事務局) 入札時に積算内訳の提出までは求めておりませんので、詳細の検証は難しいかと思
いますが、請負業者の実施状況やヒアリング等も参考にしていまいりたいと考えております。

⑥市内一円漏水緊急修繕工事

(質疑・意見) 緊急の対応が必要となった場合のみ費用が発生するのですか。

(事務局) 漏水がいつどのような形で発生するかわかりませんので、予め、工種毎に設定した単価による契約を締結します。対応が必要となった場合には、改めて工法等の指示を行いますので、その実施内容に応じた単価に基づき、費用を支払うことになります。

(質疑・意見) 例年実施されている入札案件かと思いますが、落札率が高くなっています。特殊な技術を要するものではないとの理解でよいでしょうか。

(事務局) 365 日 24 時間対応していただけるというところが重要な部分になります。

(質疑・意見) 毎年どの程度の件数が発生するのですか。

(事務局) 年度によって異なりますが、年間を通じて数十件から 100 件程度かと思われます。

(質疑・意見) 工事の総額としてはどの程度でしょうか。

(事務局) 工事内容によって様々ですが、1 件当たり数万円程度のものもあれば、数十万円となるものもあります。

(質疑・意見) 落札業者の傾向はどうでしょうか。

(事務局) やはり、24 時間対応が可能な事業者となると限定的となる部分があります。

(質疑・意見) 大きな事業所ばかりではないと思いますが、できるだけ実績を重ねていただくことが大切なのではないでしょうか。

(3) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(令和 6 年度上半期執行分)

(質疑・意見) なし

(4) 随意契約サンプリング調査結果報告(令和 6 年度第 1 四半期・第 2 四半期調査分)

(質疑・意見) 随意契約が行える規定は満たしていると考えてよいのでしょうか。

(事務局) 調査対象は、1 号随契を可能とする限度額の範囲内のものですので、その点においては問題ありません。但し、例えば、業者選定の経緯や理由等が明確でないものや、事務手続きの不備等が散見されましたので、改善指導を行っております。